

唐代僧徒の税役負担について

滋野恬

一

中国の僧尼や道士は、出家者である。ということから、

若干のことがらにおいて、一般の人々とは異なった取り扱いを受けていた。その中の一つとして、僧尼等は税制の上にかなりの特典を受けていた、ということが挙げられる。

このことは一般に言われてることであるが、ただ、この恩典がいかなる程度であったのか、という点になると、まだ、十分明らかになつてはいないのである。すなわち、唐代について言えば、（租調役制度が行われていた時期で述べるならば）力役のみが免除されていたのか、租調迄も免除であったのかという問題になると、重大な問題でありながら、実のところ、よく解説されているとは言えないでの

ある。普通には、『租調役とともに免ぜられていた』と見るのであるが、そうした中に在つて、曾我部静雄氏は、原則的には力役免除、租税不免除である。^① と言い出され、近くは諸戸立雄氏もまた力役免除、租税不免除ということについて、改めて詳細に論じられたのである。^②

諸戸氏は

正光已後、天下多虞、王役尤甚、於是、所在編民、相与入道、仮慕沙門、實避調役、猥濫之極、自中国之有

法、未之有也、

仏法詭誑、避役者、以為林藪、

中宗以来、貴戚爭營佛寺、奏度人為僧、兼以偽妄、富戶彊丁、多削髮以避徭役、所在充滿……（開元二年正月）丙寅、命有司、沙汰天下僧尼、以為妄還俗者、万

二千余人、

仏空寂無為者也、道清虛寡欲者也、今迷其内、而飾其外、使農夫工女、墮業以避役、故農桑不勸、兵賦日屈、

國用軍儲為斃耗⁽⁵⁾、

(憲宗元和二年正月) 天下百姓、不得冒為僧尼道士、以避徭役、其創造寺觀、廣興土木者、挙前勅处分之、

緇黃之衆、蚕食生人、規避王徭、凋耗物力、……於百姓中、苟避徭役、冒為僧道、所在長吏、重為科禁者⁽⁶⁾、等々、唐代のみならず、より前の北魏時代の資料をも挙げて、「これらの文中には力役免除を意味する言葉は有つても、租税免除のことまでは言つてないから、力役免除、租税免除の証拠となる」との説を出されたのである。また、寺院の共有財としての寺田に對しては地税が課せられており、僧徒はこのことによつて、間接的にではあっても租税を負担した、とも述べられるのである。而して、右の諸資料の外に、租税免除ということを明らかに示している若干の史料を取り上げて、これらが、実は租税免除の証拠とは為し得ないものである、というようによく解釈を行われるのである。そのおおよそを記すと、次のようになる。

A、「旧唐書」一〇一 辛替否伝に

造寺不止、枉費財者数百億、度人不休、免租・庸者數

十万、是使國家所出加數倍、所入減數倍、と記されていて、租・賦ともに免れていたことを言うが、同書同伝では

當今出財依勢者、尽度為沙門避役、姦訛者、尽度為沙門、其所未度、惟貧窮与善人、將何以作範乎、將何以役力乎、

と、力役を避ける為に沙門となつた者の多かつたことをも伝えている。前者は景雲二年(七一二)十月の奏文で、後者は同年七月の上奏である。殆ど時を同じくしてなされた二つの上奏において、一方は免租・庸を言い、他方は力役免除のみを言うのは不自然である。けだし、僧尼は寺院所有の共有財としての寺田への課税によって間接的に税を負担しているが、直接に租税を負担することが無いので、第三者の目には、免租の特典までもが与えられているように見える。辛替否が、僧尼は租税・力役ともに免除されていたとしたのはこのためであつたろう。しかし、原則はあくまでも租税不免除であり、辛替否もこのことを知っていたのであるが、つい誤ったか、或いは、僧尼の害あつて益なきことを強調する為に、免租・免徭役の特典が有るかのよう書いたのである。

B、「資治通鑑」一九一の武徳九年（六二六）の傳奕の廢仏の上疏の中に

仏在西域、言妖路遠、漢訳胡書、恣其仮託、使不忠不孝、削髪而揖君親、遊手遊食、易服以逃租賦、

とある。租賦といふのは、當時においては租庸調雜徭の四者と考えられるから、僧尼はこの四者を免れていたことになるが、この上疏に対する高祖の詔では、『苟避征徭（資治通鑑）』、『苟避徭役（旧唐書七九傳奕伝）』と、力役免除のみを言っている。この相違に対しては、当然、詔に従うべきであろう。傳奕が租賦と表現したのは、僧尼の共有財（寺田）に対する課税が、個々の僧尼に対しても直接に賦課されていなかつたことによるのであろう。

C、「旧唐書」一二七に、德宗時代に彭偃が仏道二教の沙汰について行つた献議に、
況今出家者、皆是無識下劣之流、縱其戒行高潔、在于王者、已無用矣、況是苟避征徭、於殺盜姦穢、無所不犯者乎（中略）臣伏請、僧道未滿五十者、每年輸絹四匹、尼及女道士、未滿五十者、每年輸絹二匹、其雜色役、与百姓同、

とある。ここで僧尼から絹と雜色役を徵用せよと主張

していることから、僧道には免租・免徭役の特典が与えられていたと考えられる。しかし、避征徭と「征徭を免がれていた事実を指摘し、僧尼の力役免除、租税を免除の原則を認めているのである」と解釈される。以上、僧道に対する租税不免除説の大要を挙げたことであるが、租税不免除ということについては、なおも問題にすべきものがあると思う。しこうして、その内でまず検討すべきは、諸戸氏が「租税免除を示すようであるが、実は租税免除の証拠となるものではない」と解釈された史料である。以下、そのことについて鄙見を述べることとする。

二

先ず辛替否の二疏であるが、「免租庸者」の言葉を含む一文は「旧唐書」辛替否伝の外、「唐会要」五六左右補闕拾遺・「冊府元龜」五四五・「資治通鑑」二二〇・「全唐文」二七二諫造金仙玉真両觀疏等に見られ、諸戸氏が「尺度為沙門避役」と読まれた文を含むものは「旧唐書」の同人伝の外「唐会要」四八寺・「文苑英華」六九八諫中宗置公主府官疏・「冊府元龜」五四五・「全唐文」二七二陳時政疏等に見られる。なお、この時の上疏のことは「資治通鑑」二

○九にも載っているが、「資治通鑑」では、当面問題となる部分は含まれていない。ほかに、二疏ともに「新唐書」一八の辛替否伝に載っているが、文章はかなり短縮されていて、今のばあい、上述の諸本の記述を上廻る価値をもつものとは考えられない。

ところで考慮すべきは、上掲各書の成立年代である。現行本がいちおう成書を見た先後から言えば、一番目が九四五成書の「旧唐書」、次が「唐会要」で、二者の間は十余年でしかない。次いで「唐会要」より二十五年ばかり経つて「文苑英華」があり、更に三十年ばかり遅れて「冊府元龜」ができた。「旧唐書」と「冊府元龜」との間は七十年くらいの開きがある。「資治通鑑」はもう七十年ばかり後の一〇八四年に上進されており、「全唐文」の如きは一八〇〇年代の編纂である。

成書の順序から言えば「旧唐書」が最古で、次いで「唐会要」となるわけであるが、記載事項の一つ一つについて見ると、古いもの必ずしも優れているわけではない。また、「旧唐書」と「唐会要」とでは、現行本成立迄にかなり密接な関係が有ったことが知られているが、そうであっても、細部においては食い違いも認められるのである。「文苑英華」や「冊府元龜」までも取り上げると、疏の文章そ

のものは、「文苑英華」が最も優れていると思われる。「尺度為沙門避役」の一文について、「文苑英華」を規準にして述べると、「旧唐書」は首部を欠いており、「冊府元龜」では末尾の部分が削られている。「唐会要」の方は、必要な部分を、抜き出した程度のものである。「全唐文」は「文苑英華」から採ったものであろう。

次に傅奕と彭偃の上疏の文であるが、傅奕のものは「旧唐書」七九や「冊府元龜」九一六偏執・「全唐文」一三三請廢仏法表等に見えている。ただし、文章表現がすべて同一であるとは言えない。彭偃のものは「全唐文」四四五刪汰僧道議にも載っているが、「旧唐書」の文を取ったものと考えられる。

以上のことを前提として検討を進めよう。

三の(+)

辛替否の二疏の年時について、諸戸氏は「殆んど同じくしてなされた二つの上奏」とし、殆んど同じ時ということがかなり大きな意味をもつものとして論文に影響しているのである。その、殆んど同時という根拠は「免租庸者云々」の文は「資治通鑑」の景雲二年(七一二)十月の所に有り、「尺度為沙門云々」の文は「唐会要」四八に景雲二年七月

の奏言となつてゐることに拠つたものである。この年月

は、氏が拠られた書物には上記のように載つていて、その点で誤りは無い。しかし、「旧唐書」辛替否伝の記載から見てゆくと、二疏が同年に行なわれたとは考えられなくなるのである。その事情は、以下のようなことになる。

「旧唐書」辛替否伝に

景龍年為左拾遺、時中宗置公主府官属、安樂公主府所補尤多猥濫、又駙馬武崇訓死後、棄旧宅別造一宅、侈麗過甚、時又盛興佛寺、百姓勞弊、帑藏為之空竭、替否上疏曰、

と有つて、次いで、無用の官を設けることは古よりの治道に合わないこと、寺舎を興すことの弊害と、造寺を止めて生類に憐みをかけることこそ慈悲の道に合することであるというような意見を出したことに統いて、「當今、出財依勢者忌度為沙門云々」と出てくる。而して、長い疏文を収めた後に

歳余安樂公主被誅、睿宗即位、

となつてゐるのであって、上書は中宗時代に行なわれたと見るのが自然である。これでは「唐会要」四八に景雲二年の上疏としていることに合わなくなつてしまふ。そうしたことについて、以下のような事実が存するのである。

「大唐六典」二九に

神龍初、公主府並同王府、置宮屬、景雲初寵之、^{アマ}と見え、ほかに「唐會要」六公主、雜錄に

神龍二年閏正月一日、勅置公主設官屬（中略）至景龍四年六月二十二日、停公主府、

とも載つてゐる。「忌度為沙門云々」の一文が公主府の官属に関係して書かれたものである限り、中宗時代のことと解釈せねばならないのである。

また、「旧唐書」の記述に触れて言うに、安樂公主が誅されたのは七一〇年である。この年（景龍四年）六月に中

宗は毒殺されて韋后が自ら庶政を統べることとなつたが、その月のうちに李隆基が事を起して韋后も安樂公主も滅び睿宗の即位を見るのである。こうしたことから推すと右の上書は景龍三年（七〇九）前半中、ばあいによつては景龍二年の後半期に為されたものとなつて來よう。ちなみに、「文苑英華」では景龍元年（七〇七）とし、「冊府元龜」は景龍中の上疏とし、「資治通鑑」二〇九では景龍二年七月甲午に呂元泰が寺觀造營費をもつて軍費に充てんことを上疏したことに統いて、辛替否の上奏文の概略—先述のような状態であるが—が載せられているのである。呂元泰の上疏のことは「唐会要」四八寺や「冊府元龜」五四五にも見え

ており、景龍二年という年時に問題は無い。「文苑英華」が景龍元年とするのは早過ぎるようであるが、とにかく中宗の景龍二年若しくは同三年に於いて行われた上書と取つてよいであろう。「唐会要」が景雲二年としたのは、何らかの事情による誤りであったと解釈する次第である。

次に「旧唐書」では

睿宗即位、又為金仙玉真公主庶營二觀（中略）替否時
為左補闕、又上疏陳時政曰、

とあって、以下に「免租庸者云々」の言葉を含む一文が続くのである。この時の上疏の年月について、「旧唐書」では明記していないが、「冊府元龜」五四五では「睿宗景雲元年」と明示し、「唐会要」五六左右補闕拾遺では景雲二年（七一二）としている。「資治通鑑」二一〇では景雲二年十月の所に載つていて、景雲二年ということでは「唐会要」と一致していることになる。こうした年の違いについて見るに、「唐会要」五〇の金仙觀の条に、

景雲元年十二月十七日、睿宗為第八女西寧公主入道立為觀、至二年四月十四日、為公主改封金仙、所造觀便以金仙為名、

とし、同書同卷玉真觀の項に

（玉真觀）本工部尚書竇誕宅、武后時為崇光府、景雲

元年十二月七日、為第九女昌隆公主立為觀、二年四月十日、公主改封玉真、所造觀便以玉真為名、
と記載し、「冊府元龜」五三の景雲元年十二月癸未（七日）付けの詔の中に

第八女西城公主、第九女昌隆公主、性安虛白、神融皎昧、並令入道、奉為天皇天后、並於京城右造觀、仍以

来年正月、令二公主入道、

と見える。こうしたことから景雲元年十二月に両公主入道造觀の詔が出され、翌景雲二年に公主が住する觀としての面目を保つ為、かなり大規模な工事が行われることとなつて辛替否の上書となつたものと考えられるのである。「唐会要」五〇や「冊府元龜」五四五によると、魏知古も造觀を諫めているが、二史料とも、その年を景雲二年としており、「冊府元龜」五三では、景雲二年三月癸酉（四日）のこととして「為皇女金仙玉真二公主、於京城各置一觀、仍以金仙玉真為名」という記事も見えている。こうしたことによつて考へると、辛替否の上疏は公主出家と造觀の詔が出了景雲元年でもよいが、出家造觀が実行段階に入つた景雲二年の方がよいように思われる。

要するに、「尺度為沙門云々」の上疏は景龍二年（七〇八）七月又は翌三年であり、「免租庸者云々」の一文は景雲二

年（七一二）と見るのが妥当らしく、諸戸氏が言われる如く「殆んど同時」とはならないものと思う。

三の(二)

次に景龍二年（七〇八）の上疏すなわち「尽度為沙門云々」なる史料そのものの検討を行うこととする。

諸戸氏は「旧唐書」辛替否伝から

当今出財依勢者、尽度為沙門避役、姦訛者、尽度為沙門、其所末度、惟貧窮寺僧人、將何以作範乎、將何以役力乎、

というように引文される。文字そのものは「旧唐書」のままであって問題は無いが、文の句切り方で一考したいのである。諸戸氏の読み方では

出財依勢者は、尽く度して沙門となつて役を避ける。
姦訛の者は、尽く度して沙門となる。

ということになる。而して、このような読み方は氏の論旨に大きく関係していることが知られる。しかし、この文

章は「出財依勢者尽度為沙門、避役姦訛者尽度為沙門」というように読む方が宜しいと思う。羅士琳等の「旧唐書校勘記」四一の辛替否の条にて指摘する如く、「冊府元龜」

將何以作範乎、將何以租賦乎、將何以力役乎、
(唐会要・文苑英華)

（冊府元龜）

五四五では「当今出財依勢者避役姦訛者尽度為沙弥」となっていることも考慮に置いてよからう。

ほかに問題となるのは
将何以作範乎、将何以役力乎、
という文章である。

右の上疏について言えば、ここからは僧徒は力役免除であつたことは知られるものの、租税免除の積極的な証明が出来ないことは事実である。「免租賦」とか「何以租賦乎」というような言葉が無いことをもつて、そうした事が無かつたということの積極的証拠と断じ切れるものではないが、右の疏文中に免租を明示するような言葉が無いことだけは認めねばならない。

しかし、「旧唐書」に収められた疏文そのものには問題が存する。先にも挙げたように、この疏文はいろいろな書物に収められているが、それ等の文と「旧唐書」の文とは完全に同じではないという事実が有るのである。すなわち、「旧唐書」以外では

將何以作範乎、將何以租賦乎、將何以役力乎、
となつていて、「旧唐書」には見えないところの「將何以租賦乎」の六字が入っているのである。この部分につき、

「旧唐書校勘記」には

将何以作範乎、丁氏子復云、文苑英華作將何以租賦乎、

与下力役句対、

と述べられている。「旧唐書校勘記」の記述には若干の問題があり、句の対応ということについても、租賦と力役以外に検討すべきものが有るが、「将何以租賦乎」の六字が存在しても不都合とは思われない。而して、「旧唐書」「唐会要」「文苑英華」「冊府元龜」の四史料のうち三つに迄この句が入っているということも考慮する必要が有ろう。この句が攬入であるという確証が出ない限り、この句は無視できないのである。辛替否の認識では、僧徒は租賦を免ぜられていた、ということになつて来よう。

三の(三)

次に傳奕の言葉と高祖の言葉の食い違ひである。上掲の

史料について言う限り、両者の、表現上の違いは認めねばならない。しかし、傳奕の廢仏意見上進によつていろいろと論議が交わされていた武徳九年三月に、高祖と皇儲との間に次のような言葉の往来が有つたとされていることに注目したい。

三の(四)

次に彭偃の上疏である。この奏文の解釈について問題となるのは上述の如き「征徭を免れていた事實を指摘し、僧尼の力役免除、租税不免除を認めていた」との理解が妥当か否かであろう。この理解において考えられることは、論者は「征徭すなわち徭役」と見ておられるということである。征徭と徭役とが同じ内容であるならば事は簡単である。

詔問皇儲曰、朕惟、仏教之興、其来自昔、但僧尼入道、本断俗縁、調課不輸、丁役俱免（中略）皇儲對曰、

（中略）當今時屬饒訛、人多狡猾、出家者未能盡善、入法者驕姪、亦有規免賦租、虛稱學道^⑩すなわち、高祖自身、僧尼は「調課不輸、丁役俱免」と認識しており、皇儲も「免賦租」と認識していたことが知られるのである。

が、果たしてそのようであるうか。いさきか考えて見た
い。

先ず、『征』字のもつ意味であるが、これには(1)伐、
取、(3)税、その他の意味がある。

(1)については「礼記」月令の「以征不義」や「孟子」尽
心下の「征者、上伐下也」という例が挙げられようし、(2)
については、これまた「孟子」梁惠王上の「上下交征利」
に見られる注が例となる。③は「広雅」釋詁二に見られ
るものであるが、例としては、「礼記」王制の「夫圭田無
征」の注に「征、税也」とし、「春秋左氏伝」僖公二五年
の「秦始征晋河東」の注に「征、賦也」とし、「孟子」梁惠
王下の「閔市議而不征」に「征、税也」と注が有り、同書
の尽心下の「有縷之征」の注に「征、賦也」とし、「国語」
晋語の「使閔市幾而不征」の注に「征、税也」と説明され
ていることを挙げられよう。こうしたことを前提として、
唐代史料に於ける『征』又は『征を含む熟語』の使用例を
見てゆくと、以下のようなものが有る。

渉發大号、申明旧章、農有薄征、市無強賣、勤勞是
錄、爵秩以班。
(元和)六年二月、制、編戶之征、既有芸極、字毗之
要、当恤有無、

開元中(中略)及逃戶許帰首、免五年征賦、
人無丁中以貧富為差、行商者在郡縣、稅三十之一、居
人之稅、秋夏兩徵之、各有不便者、三之、余征賦悉
罷、^④

懿宗時(中略)淮北大水、征賦不能升、^⑤

(開元二十二年五月勅)其雜匠及幕士、並諸色同類、
有蕃役合免征行者、一戶之内四丁已上、任此色役不得
過兩人、^⑥

今丁皆出家、兵悉入道、征行租賦、何以備之、^⑦

如聞、百姓之内、有戶高丁多、苟為規避、父母見在、
乃別籍異居(中略)其一家之中、有十丁已上者、放兩
丁征行賦役、^⑧

頃緣定(兩)稅之初、期約未甚詳衷、旋屬征役多、故
復令先限量徵、^⑨

(開元)十一年正月(中略)其家籍見存、終身免征役、^⑩

(開元)十八年、宣州刺史耀卿上便宜事條曰、江南戶
口稍廣、倉庫所資、惟出租庸、更無征防、^⑪
以民門戶高丁多者、率與父母別籍異居、以避征成、^⑫

愁殺樓蘭征戍兒、^⑬
時豪民侵噬產業不移戶、州縣不敢徭役、而征稅皆出下
貧、^⑭

(建中元年) 詔曰、朕以征稅多門、郡邑凋耗、聽于羣議、思有變更、

美長城者則曰、設險可以固邦國、而扞寇讎、曾莫知力不足而人不勘、則險之不能恃、城之不能有也、尚薄伐者則曰、驅逼可以禁侵暴、而省征徭、曾莫知兵不銳墨不完、則逼之不能勝、驅之不能去也、^⑤

劫脅役尽除、聚斂之名皆去、傷痍受煦、老疾加恩、豐財已復其征徭、賜種更盈於種稼、巖山川之祀、神必有依、申義烈之家、物無不感、

我疆我理、咸得其区分、山川備臨制之形、道途適征徭之便、^⑥

移家避寇逐行舟、厭見南徐江水流、吳地征徭非旧日、^⑦

秣陵凋弊不宜秋、^⑧

右に、煩をいとわざして「征徭」の意味を考えるに当つ

ての資料を並べたことであるが、これらのことから、征徭と力役とは必ずしも同義でない事が知られよう。征徭とは租調役の三者を合わせたものとして用いられることが一般であったと見、彭偃もまた、力役・租賦ともに免除であると了解していたと理解する方が妥当と考えられるのである。少くとも、彭偃の上奏にある「免征徭」をもって、租税不免除の証拠とはできないものとせねばならないであら

う。

四

以上、「唐代の僧尼は力役のみが免除されていて、租税は免除ではなかった」との論の源となつた史料についての再検討を行つた次第であるが、ここ迄の段階で言えることは、「唐代の僧尼は租税納入の義務を有したとは決定できない」ということである。諸戸氏が問題とされた史料以外にも上述の

今丁皆出家、兵悉入道、征行租賦、何以備之、

と、僧尼の租賦免除を意味しているものが存するのである。また、已に仁井田陞氏が指摘されたことであるが、「唐律疏議」一二に私度者の処罰に関する規定が有つて、その疏文に

若州縣官司所度人、免課役多者云々、

と載つていることも看逃すべきものではなかろう。この史料に於いては課役という用語の内容が問題となる。すなわち、課役と言つたばあい、租調役の三つを含むのか、それとも、力役のみに限るのか、ということを考えねばならないのである。このことは已に先学諸氏によつていろいろと論じられていることであり乍ら、現在もなお完全に解決が

ついたというものではないが、筆者としては、租調役の三つを含むものと解して不都合は無いと思う。そうであるならば、律疏の文からは、僧尼は租調役ともに免除という結果が出て来るのであって、上に述べたことと軌を一にするのである。僧尼も地税を納める義務を負っていたということに異存は無い[◎]が、地税なるものは租庸調の制度とは別系統のものと見る可く、地税負担と租調負担とを同じ性格のものとして論ずるわけにはゆくまい。現時点にあっては、唐代の僧尼道士は租調役とともに免ぜられたと見るのが適当であると思う。

- 註
- ① 同氏、均田法とその税役制度、第五章第一五節。入唐求法巡礼行記に見える唐代僧徒の公課について（慈覧大師研究、所収）
 - ② 同氏、中国における僧尼の税役問題（秋大史学一三）
 - ③ 魏書一四秩老志。
 - ④ 全上古三代秦漢三国六朝文、全北齊文八劉昼。
 - ⑤ 資治通鑑一一開元二年正月己卯の条。
 - ⑥ 新唐書一四七李叔明伝。
 - ⑦ 冊府元龟六四。
 - ⑧ 太和四年祠部上奏（全唐文五六六）。
 - ⑨ 塚本善隆氏が指摘（塚本善隆著作集五、中国近世仏教史の諸問題、第二部第八章二）される如く金仙長公主神道碑では

神龍二年（七〇六）出家としている。ほかに新唐書八三金仙公主伝では大極元年（七一二）の出家としているが、ともに疑問が有り、今は景雲二年説に従つておく。

唐護法沙門法琳別伝上。

⑩ 築山治三郎氏、唐代均田制下の賦役と農民生活（京都産業大学論集二一一）。

⑪ 柳宗元、代韋中丞賀元和大赦表（増広註釈音弁唐柳先生集三七）。

冊府元龟四八八。

⑫ 旧唐書四八食貨志上。

⑬ 旧唐書四八食貨志上。

⑭ 旧唐書四八食貨志上。

⑮ 旧唐書四八食貨志上。

⑯ 新唐書五二食貨志二。

⑰ 旧唐書四八食貨志上。

⑱ 新唐書一二三李崎伝。

⑲ 天宝元年正月一日赦文（旧唐書四八食貨志上・冊府元龟四八一・四八六）。

⑳ 陸贊、均節賦稅恤百姓八條其四（唐宣公集）。

㉑ 陸贊、胡笳歌送顏真卿使赴隴西。

㉒ 新唐書五二食貨志一。

㉓ 冊府元龟四九〇。

㉔ 旧唐書四五食貨志下。

㉕ 岳參、胡笳歌送顏真卿使赴隴西。

㉖ 新唐書五二食貨志二。

㉗ 旧唐書四五食貨志上。

㉘ 陸贊、論緣邊守催事宜狀（唐陸宣公集）。この文、芸文印書館刊の唐陸宣公集では、資治通鑑に本づいて貞元九年（七九三）五月のものとしている。

㉙ 柳宗元、為裴中丞賀克東平赦表（増広註釈音弁唐柳先生集）。

三八)。

- ㉙ 柳宗元、代裴中丞賀分淄青三道節度表（増広註釈音弁唐柳先生集三八）。
- ㉚ 李嘉祐、早秋京口旅泊。
- ㉛ 同氏、中國法制史研究—土地法・取引法—第二部第六章第

三節。

- ㉕ 摘著、唐代佛教史論（唐代の寺領について）を参照された
い。なお、賜田も課税の対象となっていたことが唐会要八四
租税下その他に見える。

（本学教授 東洋史）